

発行：東京都豊島区
編集：企画部広報課
豊島区東池袋1-18-1
〒170 ☎ 981-1111
<毎月5・15・25日発行>

2月1日から

老人保健制度がスタートします

健康な老後を過ごすためには、壮年期からの健康管理がたいせつです。そのため老人保健法では、老人の医療だけでなく、健康づくりや成人病の予防から、治療、リハビリテーションまでの一貫した保健サービスを提供することを目的としています。

払っていただくことになります。
〔通院〕1か月400円で、同一月に何回通院しても1か月400円です。
ただし、同一月であっても次のような場合は、それぞれ400円支払つていただくなります。

- ① 2か所以上の病院に通院した
- ② 2か所以上の病院に通院した

対象者には、1月末日までに郵送により健康手帳を交付します。

国民健康保険などの医療保険の各制度に加入している方で、

① 70歳以上の方

② 65歳以上70歳未満の寝たきりの方（一定の障害のある方）

※国民健康保険の被保険者や社会保険の被扶養者はもとより、社会保険の被保険者本人も、2月1日からは老人保健制度により医療を受けることになります。

ただし、傷病手当金などの医療

以外のものについては、従来どおり各医療保険から給付されます。

健康手帳（医療受給者証つき）と

証は取り離さないでください。

◇医療を受ける所

いままでと同様に、国民健康保険や社会保険を取り扱っている病院、診療所、薬局です。

◇医療を受ける場合

病院などで診療を受ける際に、

健康手帳（医療受給者証つき）と

保険証をお見せください。

◇一部負担金の支払い

これからは、医療を受ける際に、お年寄りにも一部負担金を支

付します。

たとえば、2月10日から4月30日まで入院した場合は、2月10日から4月9日までの59日分（1万7千円）を支払うことになります。

◇いittanお金支払う場合

次のような場合は、いittan本

度とします。

なお、被用者保険の被保険者本人の場合は、50日分（1万5千円）を限度とします。

次のような場合は、いittan本

度とします。

たとえば、2月10日から4月30日まで入院した場合は、2月10日から4月9日までの59日分（1万7千円）を支払うことになります。

◇いittanお金支払う場合

次のような場合は、いittan本

度とします。

なお、被用者保険の被保険者本人の場合は、50日分（1万5千円）を限度とします。

次のような場合は、いittan本

作品募集



ただいま製作中!

区内の心身障害者の創作等の発表や交流の場として、第1回心身障害者福祉センター祭りを、3月13日(日)に催しますので、その作品を募集します。

◆申込み締切: 2月25日(金)

◆作品内容: ①書・絵画・手芸品など

②歌・舞踊・手品など

◆申込み: 詳細: ハガキか電話で

「〒117 豊島区目白5の18の8 豊

島区立心身障害者福祉センター」
953-2811へ。

生業資金の提案

◇貸付の限度額: 1世帯120万円まで。ただし、区長が特に必要と認めた場合は160万円まで。

◇返済期間: 6か月の据置期間を含め、120万円を超える貸付けは5年以内、120万円を超える貸付けは6年以内

◇貸付の利率: 年利3・65ペ

セント。ただし、据置期間は無利子。

◇返済方法: 元金均等月賦償還

◇申込み: 詳細: 福祉課管理係内 2622-2。

◇貸付の利率: 年利3・65ペ

セント。ただし、据置期間は無利子。

◇返済方法: 元金均等月賦償還

◇申込み: 詳細: 福祉課管理係内 2622-2。

◇貸付の利率: 年利3・65ペ

セント。ただし、据置期間は無利子。

◇返済方法: 元金均等月賦償還

◇申込み: 詳細: 福祉課管理係内 2622-2。

◇貸付の利率: 年利3・65ペ

セント。ただし、据置期間は無利子。

◇返済方法: 元金均等月賦償還

◇申込み: 詳細: 福祉課管理係内 2622-2。

◇貸付の利率: 年利3・65ペ

セント。ただし、据置期間は無利子。

◇返済方法: 元金均等月賦償還

◇申込み: 詳細: 福祉課管理係内 2622-2。

◇貸付の利率: 年利3・65ペ

セント。ただし、据置期間は無利子。

◇返済方法: 元金均等月賦償還

◇申込み: 詳細: 福祉課管理係内 2622-2。

◇貸付の利率: 年利3・65ペ

セント。ただし、据置期間は無利子。

◇返済方法: 元金均等月賦償還

◇申込み: 詳細: 福祉課管理係内 2622-2。

◇貸付の利率: 年利3・65ペ

セント。ただし、据置期間は無利子。

◇返済方法: 元金均等月賦償還

◇申込み: 詳細: 福祉課管理係内 2622-2。

◇貸付の利率: 年利3・65ペ

セント。ただし、据置期間は無利子。

国民年金「一ナード」

ご意見・ご質問あります
したらお寄せください

保険料の納付方法は

私は国民年金の保険料を3か月ごとに銀行に納めています。

3か月ごとに納め忘れてしまいそうですが、何か良い方法はありませんか。

月ごとに納める方法以外にもいくつかの方法があります。あります。

保険料の納め方は、3か月ごとに納め忘れもなく安心です。3か月払いと前納払いができます。

金口座から自動的に保険料を引き落す方法で、納めに行く手間も省け、納め忘れもなく安心です。3か月払いと前納払いができます。

預かりして保育する制度です。

家庭福社員: 区が委託した資格のある方で、自宅で保育します。

お預かりできるお子さん: 生後35日から1歳までの赤ちゃん。

吉田さんの自宅で

けやき

△申込み: 1月25日から当館で受け付けます。

△詳細: 982-9658-1。

手芸教室

△日時: 2月2・9・16・23日(水)計4回 午後1時30分~3時

△会場: 要町ことぶきの家

△講師: 菅原 フサ子氏

△内容: ニボトルのお内裏さまとお雛さま

△材料費: 500円

△定員: 20名(先着順)

△申込み: 1月26日から費用を添えて本人が直接当館へ。

△詳細: 959-2281-1。

俳句教室

△日時: 1月28日~3月25日の毎週金曜日(2月11日を除く)午前10時30分~11時45分

△会場: 池袋ことぶきの家

△講師: 金野 節子氏

△内容: 楽譜を読みなくとも歌える初步的合唱

△対象: 50名

保険料は納めましたか

△日時: 2月8・22日、3月8・22日 計4回 午前10時15分~11時45分

△会場: 池袋本町ことぶきの家

△講師: 橋本 理妙氏

△内容: 古流の基本と応用

△費用: 2千円(花材代)

△定員: 20名(先着順)

△申込み: 1月26日から費用を添えて本人が直接当館へ。

△詳細: 986-0041-1。

華道教室

△日時: 2月9・23日、3月9・23日 計4回 午前10時30分~11時50分

△会場: 池袋本町ことぶきの家

△講師: 畑 文江氏

△内容: 「天龍下れば」

△申込み: 当日直接会場へお出かけください。

△詳細: 986-0041-1。

民踊教室

△日時: 2月9・23日、3月9・23日 計4回 午前10時30分~11時50分

△会場: 駒込ことぶきの家

△講師: 岸野 不三夫氏

△内容: 「手ぬぐい」を用意する。

△申込み: 当日直接会場へお出かけください。

△詳細: 986-0041-1。

なたのように日ごろお忙しい方は、次の2つの方法のうちどちらかを選んで手続きされることをお勧めします。

前納払い: 区役所から1年ごとにお送りする納付書で、1年分の保険料を前払いする方法です。保険料を納めに行くのは1年に1回

で済みますし、保険料も割引きされます。

△貸付の限度額: 1世帯120万円まで。

△返済期間: 6か月の据置期間を含め、120万円を超える貸付けは5年以内、120万円を超える貸付けは6年以内

△貸付の利率: 年利3・65ペ

セント。ただし、据置期間は無利子。

△返済方法: 元金均等月賦償還

△申込み: 詳細: 福祉課管理係内 2622-2。

△貸付の利率: 年利3・65ペ

セント。ただし、据置期間は無利子。

△返済方法: 元金均等月賦償還

△申込み: 詳細: 福祉課管理係内 2622-2。

△貸付の利率: 年利3・65ペ

セント。ただし、据置期間は無利子。

△返済方法: 元金均等月賦償還

△申込み: 詳細: 福祉課管理係内 2622-2。

△貸付の利率: 年利3・65ペ

セント。ただし、据置期間は無利子。

△返済方法: 元金均等月賦償還

△申込み: 詳細: 福祉課管理係内 2622-2。

△貸付の利率: 年利3・65ペ

セント。ただし、据置期間は無利子。

△返済方法: 元金均等月賦償還

△申込み: 詳細: 福祉課管理係内 2622-2。

△貸付の利率: 年利3・65ペ

セント。ただし、据置期間は無利子。

△返済方法: 元金均等月賦償還

△申込み: 詳細: 福祉課管理係内 2622-2。

△貸付の利率: 年利3・65ペ

セント。ただし、据置期間は無利子。

△返済方法: 元金均等月賦償還

△申込み: 詳細: 福祉課管理係内 2622-2。

△貸付の利率: 年利3・65ペ

セント。ただし、据置期間は無利子。

△返済方法: 元金均等月賦償還

△申込み: 詳細: 福祉課管理係内 2622-2。

△貸付の利率: 年利3・65ペ

セント。ただし、据置期間は無利子。

・年金手帳を持って、口座のある金融機関(郵便局は除く)へ。

※このほか、3か月分一度に納めるのは家計が苦しくて大変という方は、その月の保険料はその月に

納めます。手続きは、年金手帳と印鑑を持って国民年金課へ。

